

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年6月17日 05時00分ごろ
発生場所	福井県坂井市福井港西方沖 三国防波堤灯台から真方位275° 1.1海里付近 (概位 北緯36° 13.2′ 東経136° 06.3′)
事故の概要	遊漁船 ^{シーライオン} Sea Lion IIは、西進中、錨泊中のミニボート（船名なし）に衝突した。
事故調査の経過	平成30年6月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 Sea Lion II、4.9トン 243-36263福井、個人所有 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 B 操縦者B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A 船首部船底外板に擦過傷 B 船体の折損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波向 北、波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客12人を乗せ、マリナーを出航し、釣り場に向けて西進中、B船に衝突した。 B船は、操縦者Bほか2人が乗り、福井港西方沖で船首を東方に向けて錨泊し、操縦者Bが左舷船尾部に、同乗者2人が右舷船尾部及び左舷船首部にそれぞれ腰を掛けて釣りを行っていた。 操縦者Bは、坂井市所在の九頭竜川河口付近から出航する船舶を約5～6隻視認し、A船以外の船舶がB船の南方又は北方を通過していたので、A船もいずれB船を避けると思い、同乗者と共に釣りを続けていた。 操縦者Bは、A船がB船の船首方500m付近に接近していることを認め、同乗者と共にA船に向けて手を振ったり大声で叫んだりしたものの、B船を避ける気配がなくA船が更に接近し、衝突の危険を感じた同乗者2人が海中に飛び込んだ後、A船と衝突する直前に海中に飛び込んだ。 操縦者Bは、海中に飛び込もうとした際、右腕がA船の外板に接触

	<p>して打撲傷を負った。</p> <p>操縦者B及びB船の同乗者2人は、全員が救命胴衣を着用しており、A船及び付近を航行していた遊漁船にそれぞれ救助された。</p>
分析	<p>A船は、福井港西方沖を西進中、B船に衝突したものと考えられるが、船長Aから情報を得ることができなかったことから、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、福井港西方沖において錨泊中、操縦者Bが、船首方から接近するA船を初認した際、A船がB船を避けると思い、錨泊を続けていたところ、A船がB船の船首方500m付近に接近していることを認め、同乗者と共にA船に向けて手を振ったり大声で叫んだりしたものの、A船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、福井港西方沖において、A船が、西進中、錨泊中のB船に衝突したものと考えられる。</p>